

第5次
地球温暖化防止魚津市役所実行計画
《令和8年度～令和 12 年度》

令和8年3月策定

魚 津 市

【目 次】

第1章 計画策定の背景	1
1 計画策定の背景	1
第2章 魚津市(事務事業)の環境負荷の状況	3
1 これまでの取組	3
2 第4次実行計画について	3
第3章 計画の基本的事項	8
1 計画の位置づけ	8
2 計画の目的	8
3 計画の期間	8
4 計画の対象範囲	8
5 算定方法	9
第4章 基本理念と数値目標	11
1 基本理念	11
2 総合目標	11
3 個別目標と配慮項目	12
第5章 取組項目	13
1 個別目標に関する取組	13
2 配慮項目に関する取組	13
3 その他の取組	14
第6章 計画の推進体制	15
1 推進体制	15
2 点検・評価	15
3 公表	15

第1章 計画策定の背景

1 計画策定の背景

(1)気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2)地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年(平成27年)11月から12月にかけて、パリにおいてCOP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

また、2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3)地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第54号)では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和3(2021)年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策(屋根置きなど自家消費型の太

陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等)を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

(4)魚津市役所における地球温暖化対策に対する取組

魚津市では平成18年に「地球温暖化防止魚津市役所実行計画」を策定し、平成22年より5年ごとに計画を改定し、地球温暖化対策に取り組んできました。さらに、令和2年2月には県内で初となる「ゼロカーボンシティ宣言」、令和6年6月には「デコ活宣言」を行うなど、積極的に脱炭素施策に取り組んでいます。令和2年度に策定した「第4次地球温暖化防止魚津市役所実行計画(以下「第4次実行計画」という。)」では、令和元年度を基準に令和3年度から令和7年度までの5年間で、市役所の事務・事業により排出される温室効果ガスの排出量を毎年前年度比で1%以上削減することを目指して取り組んできました。

今回、第4次実行計画の計画期間の終期を迎えるにあたり、計画の見直しを行い新たに「第5次地球温暖化防止魚津市役所実行計画(以下「第5次実行計画」という。)」として再構築しました。魚津市としては、世界や国内の動向に適切に対応しながら、より一層温室効果ガスの排出削減を図り、市民や事業者にも率先して取組を推進することとします。

第2章 魚津市(事務事業)の環境負荷の状況

1 これまでの取組

令和3年3月に策定した第4次実行計画は、令和元年度を基準年とし、令和7年度までに本市の事務・事業による温室効果ガス総排出量を毎年前年度比で1%以上削減することを目指に取り組んできました。

具体的には、職員のノーマイカーデーの実施や、機密文書、容器・包装等のリサイクルを継続して取り組んできた他、電子決裁の推進によるペーパーレス化や、ノーネクタイの通年実施等のクールビズの推奨など、新規の取組も行っています。

また、公共施設の再編と合わせ、建て替えや新規で設置する公共施設に関しては、可能な限り「ZEB認証」や「再生可能エネルギーの活用」を目指す方針とし、公共施設全体での地球温暖化対策に取り組んできました。

2 第4次実行計画について

(1) 計画期間・基準年度・対象範囲

○計画期間：令和3年度(2021年)から令和7年度(2025年)までの5か年

○基準年度：令和元年度(2019年)

○対象範囲：市の事務・事業を実施するすべての部局

(小・中学校及び指定管理施設を含む。)

(2) 目標

温室効果ガス総排出量を令和7年度において令和元年度比で5%削減

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

	令和元年度(基準年度)	毎年前年度比1%削減	令和7年度(目標年度)
温室効果ガス 総排出量	8,183 t - CO ₂	⇒ 基準年度より△479t	7,704 t - CO ₂

【個別目標】

項 目	単位	令和元年度実績	CO2排出量 (t- CO2)	削減率	令和7年度目標	CO2排出量 (t- CO2)	CO2削減量 (t- CO2)	
電気使用量	kWh	11,718,341	6,445.1	5%	11,132,424	6,122.8	322.3	
燃 料	灯油使用量	L	140,523	349.8	12%	123,660	307.8	42.0
	重油使用量	L	251,000	680.2	10%	225,900	612.2	68.0
	LPG使用量	kg	15,400	46.2	10%	13,860	41.6	4.6
	ガソリン使用量	L	30,767	71.4	15%	26,152	60.7	10.7
自 動 車	軽油使用量	L	12,856	33.2	10%	11,570	29.9	3.3
	LPG使用量	kg	0	0.0	0%	0	0.0	0.0
廃棄物排出量	kg	12,186	223.3	5%	11,577	212.2	11.2	
終末処理(下水)	m³	4,790,912	326.2	5%	4,551,366	309.9	16.3	
その他			7.4	5%		7.0	0.37	
合 計			8,182.7			7,704.0	478.7	

【配慮項目】

項 目	単位	令和元年度実績	削減率	令和7年度目標
紙類の使用量	枚	3,047,323	5%	2,894,957
上下水道使用量	m ³	10,672	15%	9,071
ノーマイカー通勤 ※削減CO2量	回 kg-CO2	3,065 20,187		週1回実施 41,929

※全職員が毎週1回実施

*温室効果ガス排出量削減に寄与するものとして、個別目標項目に加えて自主的に取り組むものです。

(3) 経過(令和6年度までの実績)

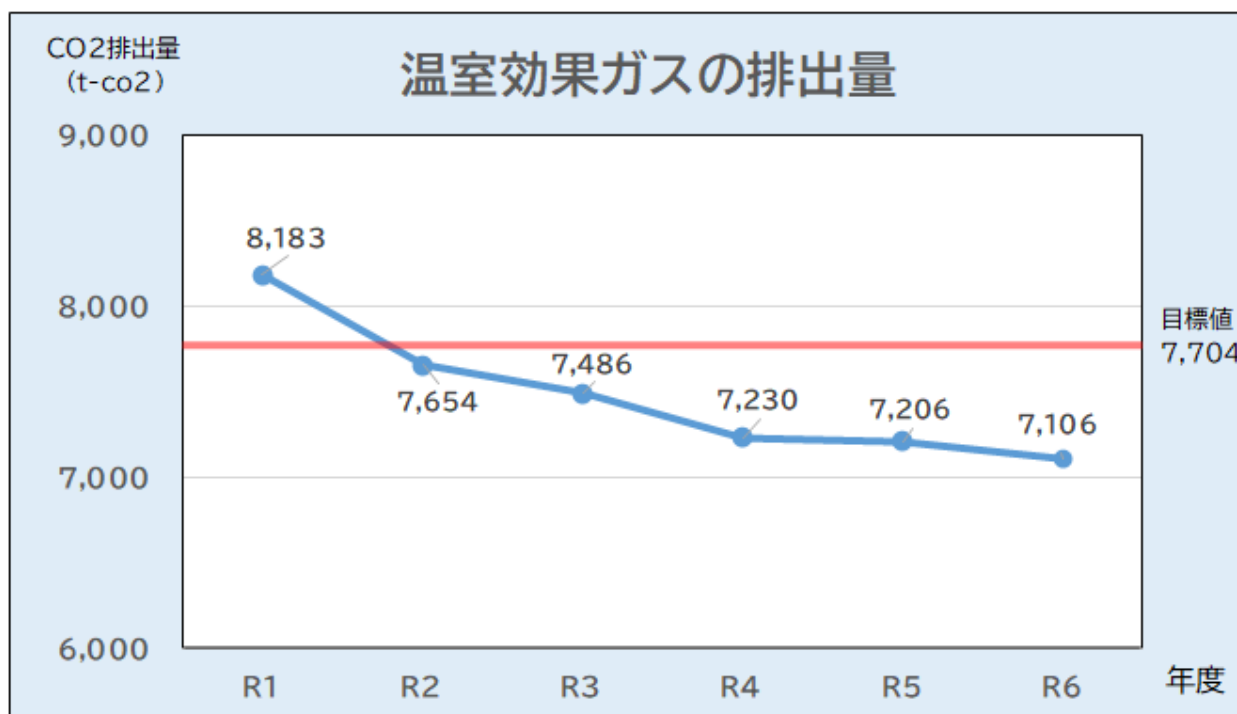
①温室効果ガス総排出量目標の達成状況(計画期間通算)

	令和元年度実績	令和6年度実績	削減量	削減率	目標達成率
温室効果ガス 総排出量	8,183t-co2	7,106t-co2	1,077t-co2	13.2%	108.4%

②温室効果ガス総排出量目標の達成状況(各年比較)

	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績
温室効果ガス 総排出量	8,183t-co2	7,654t-co2	7,486t-co2	7,230t-co2	7,206t-co2	7,106t-co2
前年度比削減量	—	529t-co2	168t-co2	256t-co2	24t-co2	100t-co2
前年度比削減率	—	6.46%	2.19%	3.42%	0.33%	1.39%

※各年の削減率と、5年間通算の削減率の数値は一致しない



温室効果ガスの総排出量は、基準年度となる令和元年度から減少傾向にあり、令和6年度時点において、目標数値となる 7,704t-co2 を達成しています。

③個別目標別取組状況

項 目	単位	R6年度実績とR7目標				目標達成率			
		令和6年度 実績	CO2排出量 (t-CO2)	令和7年度 目標	CO2排出量 (t-CO2)	各項目使用量		CO2排出量	
						実績と 目標の差	達成率	実績と 目標の差	達成率
電気使用量	kWh	11,862,400	5,694.0	11,132,424	6,122.8	▲ 729,976	93.8%	428.8	107.5%
燃料	灯油使用量	L	150,913	123,660	307.8	▲ 27,253	81.9%	▲ 67.8	81.9%
	重油使用量	L	190,000	225,900	612.2	35,900	118.9%	97.3	118.9%
	LPG使用量	kg	6,820	13,860	41.6	7,040	203.2%	21.1	202.9%
自動車	ガソリン使用量	L	24,154	26,152	60.7	1,998	108.3%	4.6	108.2%
	軽油使用量	L	3,207	11,570	29.9	8,363	360.8%	21.6	360.2%
	LPG使用量	kg	0	0	0.0	0	0.0%	0.0	0.0%
廃棄物排出量	kg	8,835	161.9	11,577	212.2	2,742	131.0%	50.3	131.1%
終末処理(下水)	m³	3,969,355	270.2	4,551,366	309.9	582,011	114.7%	39.7	114.7%
その他	—	—	4.5	—	7.0	—	—	2.5	154.9%
合 計	—	—	7,106.0	—	7,704.0	—	—	598.1	108.4%

全体の排出量では目標を達成していますが、使用量については、電気と灯油が未達成、CO2排出量については、灯油が未達成となっています。

※電気については、使用量は増えているが、排出係数の低下により CO2排出量は減少している。

④配慮項目取組状況

(R元年度対比)

項 目	単位	令和元年度実績	令和7年度目標	令和6年度実績	削減率	削減量
紙類の使用量	枚	3,047,323	2,894,957	2,399,878	21.2%	647,445
水道使用量	m³	10,672	9,071	9,138	14.4%	1,534
ノーマイカー通勤	回	3,065	週1回実施	4,422	44.3%	1,357
※削減CO2量	kg-CO2	20,187		15,379	23.8%	4,808

※ノーマイカー通勤は増加率(増加量)

紙類の使用量は大幅に減少しており、目標を達成しています。水道使用量は基準年度より減少していますが、目標は達成していません。

ノーマイカー通勤は、取組回数は増加していますが、削減CO2量は減少しています。
※職員の通勤距離等が関係するため回数と比例しない。

⑤温室効果ガスの種類別の排出量

【令和6年度内訳】

温室効果ガス	CO2換算(t-CO2)	構成比率(%)
二酸化炭素	6,670.9	93.9%
メタン	87.7	1.2%
一酸化二窒素	346.9	4.9%
ハイドロフルオロカーボン	0.2	0.0%
合計	7,105.8	100.0%

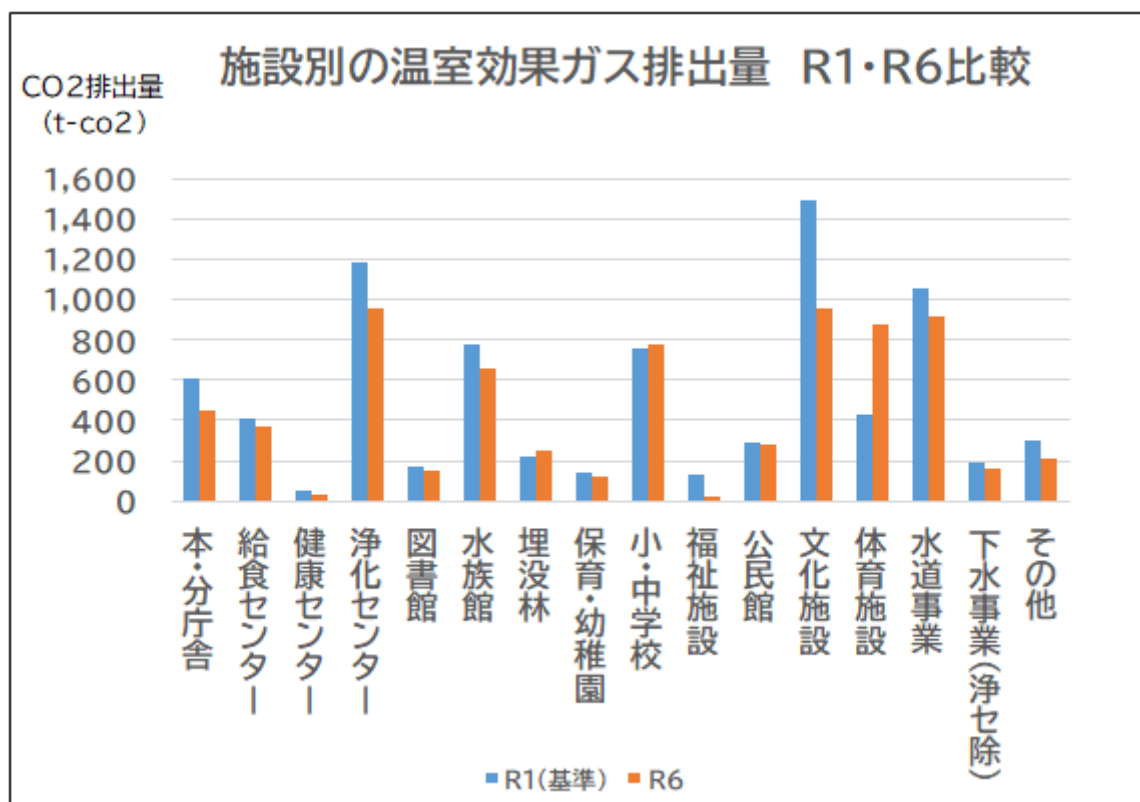
温室効果ガスの種類別排出量については、二酸化炭素排出量が全体の9割以上を占めています。

⑥施設別の温室効果ガス排出量

施設名	R1(基準) (t-CO2)	R1 排出比	R6 (t-CO2)	R6 排出比	削減量 (t-CO2)	削減率
本・分庁舎	598.2	7.4%	448.3	6.3%	149.9	25.1%
給食センター	402.3	4.9%	363.5	4.4%	38.8	9.6%
健康センター	44.3	0.5%	31.2	0.4%	13.1	29.6%
浄化センター	1,183.4	14.6%	949.1	13.4%	234.3	19.8%
図書館	164.2	2.0%	151.0	2.1%	13.2	8.1%
水族館	768.6	9.5%	651.0	9.2%	117.6	15.3%
埋没林	219.7	2.7%	242.2	3.4%	-22.5	-10.3%
保育・幼稚園	136.7	1.7%	114.0	1.6%	22.7	16.6%
小・中学校	750.1	9.2%	771.7	10.9%	-21.6	-2.9%
福祉施設	123.8	1.5%	16.5	0.2%	107.3	86.7%
公民館	289.7	3.6%	278.6	3.9%	11.1	3.8%
文化施設	1,489.7	18.3%	947.5	13.3%	542.2	36.4%
体育施設	425.5	5.2%	866.7	12.2%	-441.2	-103.7%
水道事業	1,052.8	13.0%	908.6	12.8%	144.1	13.7%
下水事業(浄セ除)	181.4	2.2%	155.6	2.2%	25.8	14.2%
その他	297.5	3.7%	210.4	3.7%	87.1	29.3%
合計	8,128.0		7,106.0		1,022.0	12.6%

※大幅な数値の増減は、公共施設の再編や施設の用途変更等によるもの。

【施設別温室効果ガス排出量 R1・R6比較】



排出量については、公共施設の再編や施設の用途変更等による増減はありますが、全体的に見ると順調に削減されています。

(4) 課題の整理

温室効果ガスの総排出量は目標を達成していますが、個別の目標においては、電気・灯油の使用量が目標値に達していないため、更なる削減の取組が必要となっています。

配慮項目は、全項目で目標を達成しており、特に「紙類」については、業務の電子化の影響もあり、大幅な削減となっています。

施設別にみると、一部の施設を除き概ね排出量の削減がなされており、全庁的な取組の成果が現れていると考えられます。

引き続き、職員の意識向上により改善が期待できる項目については、職員に対して情報提供を行い、積極的な取組がなされるように一層働きかけていく必要があります。しかしながら、ソフト面(職員の努力・取組等)のみでのエネルギー使用量の削減には限界があり、さらなる削減を進めるために、本庁舎整備をはじめとしたハード面(公共施設の再編や設備更新の機会を捉えた省エネ化等)への積極的な取組も必要となります。

第3章 計画の基本的事項

1 計画の位置づけ

温対法第20条の3に基づき、市役所の事務・事業に関し、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めます。また、関連するエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(以下「省エネ法」という。)及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)との連携を図ります。

2 計画の目的

環境の保全に向けた職員一人ひとりの実践や各課等の施設管理等により、市の事務・事業に関し、温室効果ガスの排出抑制等の措置を計画的に推進していくことを目的とします。

3 計画の期間

令和8年度(2026年)から令和12年度(2030年)までの5か年とし、今後の環境に関する課題や社会状況の変化等に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象範囲

(1) 対象施設

本市のすべての部局で行われる事務・事業を対象とします。
(指定管理施設も含みます。)

(2) 温室効果ガスの対象範囲

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4物質とします。

*法第2条第3項において、温室効果ガスを二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質と定めていますが、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については、地方公共団体の事務・事業からの排出はほとんどないとされていることから、本市における温室効果ガス排出量の算定に当たっては、算定の対象外とします。

【温室効果ガスの種類】

ガスの種類		市の事務・事業	地球温暖化係数	対象
二酸化炭素(CO ₂)		電気、燃料の使用	1	○
メタン(CH ₄)		自動車の走行、 廃棄物の焼却、 終末処理(下水)	28	○
一酸化二窒素(N ₂ O)		自動車の走行、 廃棄物の焼却、 終末処理(下水)	265	○
代替フロン等	ハイドロフルオロカーボン(HFC)全19種	カーエアコンの使用	4~12,400	○
	パーフルオロカーボン(PFC)全9種		6,630~11,100	
	六ふっ化硫黄(SF ₆)		23,500	
	三ふっ化窒素(NF ₃)		16,100	

※R7年度現在の数値

5 算定方法

温室効果ガスの排出量は、温対法施行令に基づき次のとおり算定します。

$$\begin{aligned} & \text{温室効果ガスの総排出量(CO}_2\text{換算)} \\ & = (\text{各温室効果ガス排出量} \times \text{各温室効果ガスの地球温暖化係数}) \text{の合計} \end{aligned}$$

*地球温暖化係数：個々の温室効果ガスの地球温暖化に対する効果を二酸化炭素の効果を1として相対的に表す指標

【各温室効果ガスの排出量】

活動区分ごとの「活動量」に「排出係数」を乗じて算出します。

*活動量：生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

*排出係数：一単位当たりのある活動に伴う各種温室効果ガスの排出量

①二酸化炭素(CO₂)

○燃料の使用 = 燃料使用量 × 排出係数

○電気の使用 = 電気使用量 × 排出係数

②メタン(CH₄)及び一酸化二窒素(N₂O)

○自動車の走行 = 走行距離 × 排出係数

○排水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数

○廃棄物の焼却に伴う排出量 = 一般廃棄物排出量 × 排出係数

③ハイドロフルオロカーボン(HFC)

○カーエアコン使用に伴う排出量 = カーエアコンの台数 × 排出係数 × 使用期間

*使用期間：1年のうち3か月使用するものとして計算します。

【各活動区分における排出係数一覧】

活 動			単位	排出係数			
				CO2	CH4	N2O	HFC
燃 料	灯油		ℓ	2.49			
	A重油		ℓ	2.71			
	LPガス		kg	3.00			
自 動 車	ガソリン		ℓ	2.32			
	軽油		ℓ	2.58			
	LPガス		kg	3.00			
電気使用量			KWh	0.480			
自 動 車 走 行 距 離	ガソリンLPG	普通・小型乗用車	km		0.000010	0.000029	
		軽自動車	km		0.000010	0.000022	
		普通貨物車	km		0.000035	0.000039	
		軽貨物車	km		0.000011	0.000022	
		特殊用途車・その他	km		0.000035	0.000035	
	軽油	普通・小型乗用車	km		0.000002	0.000007	
		普通貨物車	km		0.000015	0.000014	
		特殊用途車・その他	km		0.000013	0.000025	
一般廃棄物の焼却			kg	0.077	0.0539		
終末処理(下水)			m3	0.00088	0.00016		
自動車用エアコン使用			台			0.010	

※R7年度現在の数値

上記方法により、kg-CO₂ を単位とする排出量を算出した後、t-CO₂ 単位で示します。
目標値及び実績の表示単位は t-CO₂ とします。

第4章 基本理念と数値目標

1 基本理念

魚津市の自然環境を未来の世代へ引き継ぐためには、市と事業者、市民がともに環境問題に取り組む必要があります。

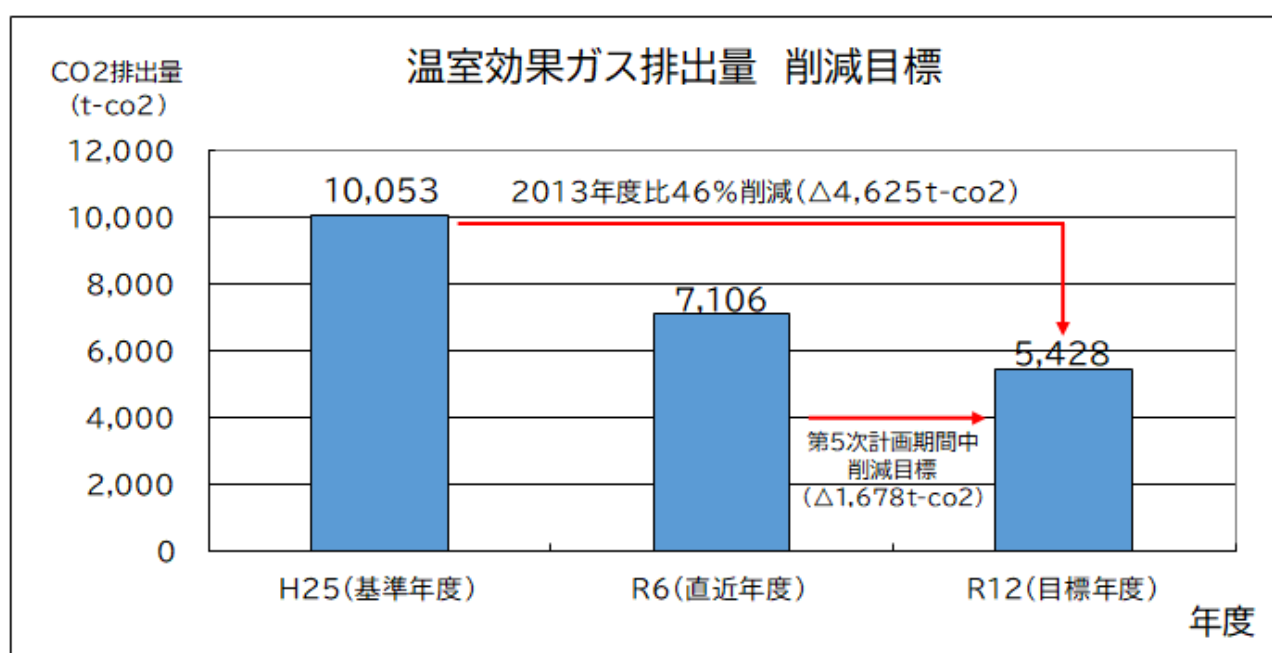
そのため、市が事業者・市民の見本となり、地域におけるリーダーシップを取るべく、温室効果ガス削減のための目標値を設定し、率先して省資源・省エネルギー及び環境問題に取り組んでいきます。

2 総合目標

本実行計画では、魚津市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)や、国の地球温暖化対策実行計画における削減目標を踏まえ、計画期間の最終年度である令和12(2030)年度における目標数値を、平成25(2013)年度比で46%削減した5,428t-CO₂と設定し、令和6年度から、毎年前年度比で5%程度の削減を目標としています。

【温室効果ガス排出量の削減目標】

	平成25年度(基準年度)	46%削減	令和12年度(目標年度)
温室効果ガス 総排出量	10,053 t - CO ₂	⇒ 計画期間内で△4,625t	5,428 t - CO ₂
	令和6年度(直近年度)	残り削減量 (毎年前年度比5%程度削減)	
	7,106 t - CO ₂	⇒ 計画期間内で△1,678t	



3 個別目標と配慮項目

総合削減目標を達成するため、より具体的な取組として個別目標及び配慮項目を設け、それぞれに目標値を設定して取り組みます。

【個別目標】

項 目	単位	令和6年度実績	CO2排出量 (t- CO2)	削減率 目標	令和12年度目標	CO2排出量 (t- CO2)	CO2 削減量
電気使用量	(kwh)	11,862,400	5,694.0	25%	8,896,800	4,270.5	1,423.5
燃 料	灯油使用量	(l)	150,913	15%	128,276	319.3	56.3
	重油使用量	(l)	190,000	20%	152,000	411.9	103.0
	LPG使用量	(kg)	6,820	20%	5,456	16.4	4.1
	ガソリン使用量	(l)	24,154	20%	19,323	44.9	11.2
自 動 車	軽油使用量	(l)	3,207	10%	2,886	7.5	0.8
	LPG使用量	(kg)	0	0%	0	0.0	0.0
廃棄物排出量	(kg)	8,835	161.9	15%	7,510	137.6	24.3
終末処理(下水)	(m³)	3,969,355	270.2	20%	3,175,484	216.2	54.0
その他		—	4.5	15%		3.8	0.68
合 計			7,106.0			5,428.0	1,678.0

【配慮項目】

項 目		令和6年度実績	削減率	令和12年度目標
紙類の使用量	枚	2,399,878	80%	479,976
水道使用量	m³	9,138	5%	8,681
ノーマイカー通勤	回	4,422		週1回実施

第5章 取組項目

温室効果ガスの排出を伴う事務・事業における活動項目ごとの目標達成のために、以下の取り組みを実施します。また、その他環境に配慮した事務・事業の実施に努めます。

1 個別目標に関する取組

取組1. 電気使用量の削減

- 不要時・不要場所の消灯を徹底します。
- 計画的な事務処理による効率化を心がけ、残業の削減に努めます。
- 長時間離席する時は、OA機器等の電気機器の電源を切ります。
- エレベーターの利用を控え階段を利用します。
- 空調機器の使用時の温度設定は、冷房で室温28℃、暖房で室温20℃を目安とし、過度にならないように適切な調節に努めます。

取組2. 燃料使用量の削減

- 夏季のクールビズ(軽装)、冬季のウォームビズ(重ね着)を心がけます。
- 公共交通機関の利用促進や、徒歩での移動を推奨するなど、公用車の使用を抑制します。
- 環境に配慮した運転「エコドライブ」を実践します。
- 公用車の更新時には、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車など、環境に優しい車を計画的に導入します。

取組3. 廃棄物の排出抑制

- ごみの分別・減量を徹底し、古紙や機密文書、容器包装のリサイクルに努めます。
- 使い捨て商品や過剰包装された商品の購入を控えます。
- 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努めます。

2 配慮項目に関する取組

取組4. 紙の使用量の抑制

- ペーパーレス化を進め、業務での紙の使用を極力廃止します。
- 業務の性質上、紙の使用が避けられない場合も、部数やページ数を必要最小限にするなど、使用量の抑制に努めます。
- 情報発信の際も、ウェブサイトやSNS等の活用を図り、紙媒体の使用を控えます。

取組5. 水道使用量の削減

- 水道を使用する際は、適切な水量に調整するなど、節水に努めます。
- 漏水点検を徹底します。
- 水を使用する機器の導入・更新にあたっては、節水型機器を導入します。

取組6. ノーマイカーの実践

- 公共交通機関、自転車の利用又は徒歩、相乗り等によるノーマイカー通勤に努めます。
- 「県・市町村統一ノーマイカー運動」に取り組みノーマイカー通勤を促進します。

3 その他の取組

取組7. 物品調達に関する取組

- 物品の調達に当たっては「魚津市グリーン購入調達方針」に基づき、環境へ配慮した調達を行います。
- 物品の調達と使用に当たっては、特に次の点に留意します。
 - ①事前に、調達の必要性と適正量を十分検討し、調達総量を抑制します。
 - ②価格や品質などに加え、環境保全の観点を十分考慮し、環境負荷低減のための配慮がなされているものを選択します。
 - ③調達した物品の使用に当たっては、長期使用、適正使用、廃棄時の分別等に留意し、環境への負荷が着実に低減するよう努めます。
- 自動車及び建築物に関する契約を締結する場合には、価格に加えて環境性能も含めて評価する「環境配慮契約」に努めます。

取組8. 公共施設の再編及び設備更新等に関する取組

- 公共施設再編において、施設の ZEB 化を検討します。
- 施設の長寿命化を図るとともに、施設の統廃合を進めます。
- 設備更新の際は、施設規模・用途に応じた適正規模で、高効率な機器への更新を行います。
- 魚津市公共建築物木材利用推進方針に基づき、市が整備する公共建築物において木材の利用を推進します。
- 照明のLED化を促進します。

取組9. 公共施設の建設等に関する取組

- 発生した建設廃棄物は、分別を徹底し、再利用に努めます。
- 建設残土は、工事現場内で埋め戻しや市発注工事間で流用します。
- 廃棄物から作られた建設材料等の利用に努めます。
- 騒音、振動、粉じんの発生を抑制し、大気や水質の汚染防止に努めるため低公害型建設用機械の使用を発注者として促します。
- 施工業者に安全対策はもとより公害防止対策や環境に配慮した作業法を徹底させます。
- 公共工事及び公共施設の環境への負荷を極力抑え、周辺環境との調和を図ります。
- 公共施設整備において地球環境に調和したデザインや美しい景観づくりを推進します。
- 遊休地の活用を検討し、緑地や都市空間としての整備に努めます。
- 道路や街路の緑化にあたっては、景観や大気浄化能力等に配慮して樹種を選定するとともに、適正な維持管理をします。
- 雨水利用や雨水の地下浸透を推進します。

取組10. 職員研修等の取組

- 職員一人ひとりの意識向上を図るため、環境に関する研修を行います。
- 環境に関する情報の提供等を行います。
- 省エネルギーやごみの分別等を家庭や地域でも実践します。
- 町内会等の美化清掃など環境保全活動に積極的に参加します。

第6章 計画の推進体制

1 推進体制

環境政策会議及び環境政策推進委員会により、本計画を推進します。

- ① 環境政策会議(設置要綱による)
- ② 環境政策推進委員会(設置要綱による)
- ③ 推進委員(各課等の長)

○所属において本計画が着実に実行されるよう、所属職員に対し助言・指導を行います。

○所属の管理する施設・設備機器等の省資源・省エネルギー対策・リサイクル等を推進し、必要な予算措置を講じます。

○所属の実施状況報告書及び調達報告書を事務局へ提出します。

- ④ 環境推進員(各課等の庶務)

○始業前、昼休み、退庁時の消灯、OA機器等のこまめな節電を徹底します。

○ごみの分別排出を徹底し、毎月の排出量を把握します。

○物品購入に際しては、グリーン購入を推進し、調達状況を把握します。

○公用車を管理している場合は、燃料使用量・走行距離を毎月点検します。

○施設等を管理している場合は、電気・水道・燃料使用量を毎月点検します。

○実行計画の取組等に関する職員からの提案等を事務局に提出します。

- ⑤ 一般職員

実行計画に従って、自発的かつ積極的な行動を実施します。

- ⑥ 事務局(生活環境課)

○実行計画における実施状況の集計を行います。

○年次報告書を作成するとともに、実施状況について公表します。

2 点検・評価

環境政策会議において、事務局が作成した年次報告書をもとに点検・評価を行います。また、令和8年度から令和12年度の計画期間が終了した後に達成度を評価し、温室効果ガス削減目標を見直します。

3 公表

実施状況については、年次報告書をもとに、市内部へは庁内ネットワークへの掲載により、また外部への公表にあたっては、市広報やホームページへの掲載により行います。